

山下江法律事務所
実務に役立つ
企業法務の基礎

第58回

コンプライアンス(5)

前回のコラムでは、コンプライアンス体制の確立に向けての手順について説明しました。

今回のコラムでは、コンプライアンス体制を推進していくうえでの外部専門家の活用についてお話しします。

外部専門家の必要性

これまでのコラムでも述べてきましたが、企業を取り巻く環境は確実に変化しており、変化のスピードも速くなっています。

企業が提供する商品やサービスに関するトレンドの変化などは、経営者が敏感に察知して対処すべきでしょうが、法令や会規範の変化についてまで、経営者がアンテナを張って対処していくのは、なかなか大変なことです。

外部専門家の選定等
外部専門家を活用するうえで

外部専門家との関係継続
外部専門家が企業との関係を

ンス体制を推進していくうえで、弁護士、公認会計士や税理士などの外部専門家を積極的に活用していくことが望ましいと言えます。

最初にすべきことは、外部専門家に対して意見を求める事項を明確にすることです。

それが法的な事項であれば弁

外部専門家の活用方法

外部専門家の活用方法については、以下のようなものが考えられます。

企業の規模、企業の組織体制の整備状況やコスト面などを踏まえて、どのように外部専門家を活用するのがよいか、各企業で検討する必要があります。

① 外部専門家にコンプライアンスに関する研修の講師を依頼する。

② 外部専門家と顧問契約等を締結し、継続的に対応・助言してもらう。

③ 外部専門家にコンプライアンスの遵守状況をモニタリングしてもらうために監査を依頼する。

④ 外部専門家に社外取締役や監査役に就任してもらう。

外部専門家への情報提供

企業が適切な外部専門家を選定したとしても、外部専門家に對して判断の前提となる事実関係・情報や関係資料をきちんと提供していないと、外部専門家の意見も的を射たものにはなりません。

したがって、外部専門家との関係は一回限りのものにするのではなく、継続していくのが望ましいと言えます。

深め、企業の業務内容や内情を理解してくると、その意見もより企業の実情に沿ったものになります。

また、企業活動も企業を取り巻く環境も日々変化しており、ある事項について、外部専門家が過去にコンプライアンス上の問題はないとの意見を述べていたとしても、それが現時点においてもそのまま通用するとは限りません。

したがって、外部専門家との関係は一回限りのものにするのではなく、継続していくのが望ましいと言えます。



田中伸山
弁護士
下江法律事務所
副所長。

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

広島弁護士会所属

□契約書チェック □債権回収 □労務問題など

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

山下江 検索

◆債務整理、交通事故：相談料￥0、着手金￥0-
◆相談料：30分 5,000円（税別）



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江